

はじめに

「良い種族を残すためには、
邪魔になるものは抹殺してもやむ得ない。
組織的に国の政策としてやった。」

冒頭にいきなりショッキングな記事を紹介したが、これは2018年5月18日に某テレビ局のニュースで報道された旧優生保護審査会元委員の言葉である。

今、わが国の障害当事者団体ならびに関係者の間で激震が走っている。それは、国の政策として1948年から1996年まで「旧優生保護法」のもとに障害のある人たち（以下、障害者）に対して強制的に不妊手術を行った事実が判明したのである。その驚くべき行為を実行した政府の責任を問う訴訟がいま全国各地で展開している。人権擁護の重大さを声高らかに国際社会に向けて発信し、そのリーダーの一員と自負するわが国において、過去49年間にわたって考えられない悲惨な行為を正当化し、法律を根拠に行ってきたのである。この旧優生保護法とは何なのか、また強制不妊手術を強いられたその当事者の実態について詳しくみていきたい。

強制不妊手術の実態

2018年5月5日の『読売新聞』によると、「1949～96年、“不良な子孫の出生防止”を目的とする旧優生保護法に基づき、少なくとも16,475人が、同意なく不妊手術を強いられた。」と報道している。その強制不妊手術の対象となったのは、知的障害や精神障害者などである。その内訳は、北海道2,593人、青森206人、岩手284人、宮城1,406人、秋田97人、山形445人、福島378人、茨城54人、栃木254人、群馬21人、埼玉405人、千葉174人、東京483人、神奈川420人、新潟267人、富山118人、石川88人、福井37人、山梨55人、長野387人、岐阜347人、静岡530人、愛知227人、三重110人、滋賀282人、京都95人、大阪610人、兵庫294人、奈良20人、和歌山103人、鳥取11人、島根123人、岡山845人、広島327人、山口181人、徳島391人、香川180人、愛媛155人、高知179人、福岡344人、佐賀86人、長崎51人、熊本204人、大分663人、宮崎229人、鹿児島178人、沖縄2人、不明1,536人の合計16,475人が不妊手術を強制されたと記録にある。

また、厚生労働省の資料では同意のもとに不妊手術を実施したのが8,516人、同意なしが16,475人の合計24,991人と発表している。手術を強制された人の7割が女性であり、なかには9歳、10歳の少年、少女が存在している。現在も調査中であり、6月末までに全国47都道府県などに資料の保管状況を確認するように通知している。

そもそもこの問題が明るみにでたのは、2018年1月宮城県在住の60代の女性が15歳のときに知的障害を理由に強制不妊手術を受けさせられ、国を相手に謝罪と補償を求めて提訴したことがきっかけとなっている。

優生保護法とは

「優生保護法」は第2次世界大戦後の1948年に制定され、第1章総則、第2章優生手術、第3章母性保護、第4章優生保護委員会、第5章優生結婚相談所、第6章届出、禁止その他、第7章罰則などの全37条及び付則からなる実定法である。

その第1章の第1条に、「この法律は、優生上の見地から不良

な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。」と書かれている。第2条以下に記された特筆すべき条文の内容は、第2条で「優生手術および人工妊娠中絶による母体の保護」を明記している。第3条の「同意による手術の許可」では、本人または配偶者に「遺伝性精神病質」、「ハンセン病」などがある場合、同意を得て手術を行える。第4条には「遺伝性疾患のある者への強制手術を認める」とあり、医師が遺伝性の疾患があると確認した場合、公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に手術の審査を申請しなければならない。そして、第12条では「遺伝しない疾患のある者も保護者らの同意があれば強制手術を認める」と記され、医師は遺伝しない「精神病」、「精神薄弱（現、知的障害）」でも、保護者らの同意がある場合は、都道府県優生保護審査会に手術の審査を申請できると強制的に不妊手術の実施を認めるものになっているのである。

要するに、この法律は「不良な子孫の出生を防止」することを合法化し、遺伝性疾患、知的障害、精神障害、悪質な身体疾患、病的性格等に該当する者には優生手術を行うという恐ろしい法律なのである。

その優生手術の方法については、第2条で「生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもって定めるものをいう。」と記され、具体的には生殖機能を失わせ、不良な子孫を生まないように男性は精管切断、女性は卵管の切断などの手術を行うこととしている。

加えて、母体の機能の保護という観点から優生保護法は人工妊娠中絶を可能にしたものでもある。不良な子孫の出生を防止することと、人工妊娠中絶を合法化することで断種と中絶によって法の目的を達成しようというものなのである。

立法の背景

このような恐ろしい法律の成立過程とその背景とは何であろうか。歴史的にさかのぼってみてみたい。わが国には古来より「子宝思想」に基づき、墮胎を禁止してきた歴史が存在する。近代国家としてスタートした明治時代にも刑法で「墮胎罪」を規定している。その基には資本主義国家として歩み始めたわが国の「富国強兵策」、「殖産興業の推進」を旗頭に人材の育成は重要な国家政策であった。とりわけ、家父長制度、家制度を維持するためには墮胎を禁止し、子どもを産み育てることは必要不可欠な政策であった。1869年に明治政府が「墮胎禁止令」を出してから、1880年の「旧刑法」、1907年の「現刑法」にも引き継がれ「墮胎罪」が規定されている。

その墮胎罪とは、「刑法」第2編第29章（212条～216条）に人間の胎児を母親の体の中で殺すか流産させて殺すことを犯罪と定義し、禁止している。これにより胎児を保護するとともに、間接的に母体の保護も目的としているのである。

いっぽうまた、わが国には墮胎や間引きも史実として古くから存在するが、それを社会が許容することはなかった。

しかし、なぜ第2次世界大戦後のわが国でこのような悲惨なことが起こったのか、次回でさらに検証したい。

[参考文献・資料]

読売新聞社、『読売新聞』、2018年5月5日。

森岡正博、「優生保護法改正をめぐる生命倫理」、『国際日本文化研究センター紀要』、1997年。